

宮崎県公報

平成21年1月13日(火曜日) 第 2048 号

癷 行 禬

印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

- ○民有林の保安林の指定予定(3件)……(自然環境課)1
- ○建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課)2

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……(塩・爛・敷参鰈) 2 ○地域森林計画の策定………(環境森林課)2 ○地域森林計画の変更……………… (// // //) 2

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意

見書の提出・・・・・・・(商業支援課) 2

- ○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し………(管理課) 3
- ○第一種市街地再開発事業の終了の認可……(建築住宅課) 4

宮崎県告示第10号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土 野字三方界 269-19 (次の図に示す部分に限る。) 、 269-15、 字今村 271-4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字三方界 269-15・字今村 271-4 (以上2筆について、

次の図に示す部分に限る。)、字三方界 269-19

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ゥ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び に椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町坪谷字石原 134-ハ、134-ロ、東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 755-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字椎原 755- 119 (次の図に示す部分に限る。)、字石原 134-ハ、134-ロ
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ゥ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び に日向市役所及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第12号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山 三ケ字麦地2607-1、2607-3、2616-4、2616-10、2616-14 、西郷区立石字蔵二郎 275-4、 277-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字蔵二郎 275-4・277-1 (以上2筆について、次の図 に示す部分に限る。)、字麦地2607-1、2607-3、2616-4 \ 2616-10 \ 2616-14

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 ロトのものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

宮崎県公報

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び に美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第13号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者氏名	位	置		の概要 - トル) 延長	指 定 年月日
(小林) 20-9	坂下文利	小林市大 字上ノ薗 7,8,574 8,572番	572番3, 番15,16,1	4.00	50.36	平成20 年12月 11日

宮崎県告示第14号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

	指定 番号	申請者 氏 名	位	置		の概要 - トル) 延長	指 定 年月日
`	西都)	財団法人 西都地区 交通安全 協会理事 那須澤右 衛門		字三宅字番4,3555	5.49	18. 15	平成20 年12月 15日

从

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 20年 12月 19日	特定非営利 活動法人 サポートセ ンターつば さ	井野 信徳	宮崎県児 湯郡高鍋 町大字蚊 口浦16- 7スカイ ヤマモト 101号	この法人は、 障がい者、特に 精神障がいを持 つ人々が、住み 慣れた地域で安 心して暮らせる よう、訪問看護 を主とした医療

		• 福祉サービス
		事業を行い、も
		ってすべての人
		々が健やかに暮
		らせる地域社会
		づくりと福祉の
		増進に寄与する
		ことを目的とす
		る。

森林法(昭和26年法律第 249号)第5条第1項の規定により、次の地域森林計画を平成20年12月26日付けで定めたので公表する。 平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地域森林計画の名称
 - 五ヶ瀬川地域森林計画
- 2 地域森林計画の計画の期間平成21年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 地域森林計画の縦覧場所 宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県東 臼杵農林振興局
- 4 申立てがあった意見の要旨 なし
- 5 申立てがあった意見の処理の結果なし

森林法(昭和26年法律第 249号)第 5 条第 4 項の規定により、次の地域森林計画を平成20年12月26日付けで変更したので公表する。 平成21年 1 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地域森林計画の名称

広渡川地域森林計画、耳川地域森林計画、一ツ瀬川地域森林計画及び大淀川地域森林計画

2 地域森林計画の縦覧場所

宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県 南那珂農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林 振興局、宮崎県児湯農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興局

- 3 申立てがあった意見の要旨
 - なし
- 4 申立てがあった意見の処理の結果

なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - タイヨー佐土原店

宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆

2 意見書提出者の氏名及び住所 竹井小児科医院 竹井学 宮崎市佐土原町下田島9122-1

3 意見の概要

- (1) 店舗隣接の幹線道路である主要地方道宮崎インター佐土原線の交通渋滞が予想され、当医院の繁忙時間である午前8時から午前10頃までは、当院の駐車場の出入りに支障を来す恐れがあることから、開店時刻を1時間繰り上げ、午前10時とする事を要望する。
- (2) 深夜まで及ぶ重症患者への治療に車の騒音は少なからず影響があることから、閉店時刻を2時間繰り下げ午後9時とする事を要望する。
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年1月13日から平成21年2月13日まで

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と	加八大工工厂厂目中
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種	なった事実	処分をした年月日
宮崎県知事許可(特-18)第75号	㈱三郎建設	黒木 三郎	宮崎県日向 市東郷町山 陰丙1479- 7	特定	建築工事業、大工工事業	平成20年11月 11日付けで廃 業した旨の届	平成20年11月11日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第 315号	宮崎道路ライン(株)	清水 一	宮崎県宮崎 市橘通西 1 - 2 - 25	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	平成20年11月 28日 "	平成20年11月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第385号	二葉設備工業(株)	黒木 寛	宮崎県宮崎 市清水1- 13-16	一般	消防施設工事業	平成20年11月 27日 "	平成20年11月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第 687号	㈱三栄建設	麻生 太一郎	宮崎県西都 市大字調殿 1287- 105	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	平成20年11月 10日 ″	平成20年11月10日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-17)第1379号	パシフィック 建設㈱	川野高則	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字北高鍋11 57-1	一般	造園工事業	平成20年11月 10日 "	平成20年11月10日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-18)第1894号	㈱鍋倉建設	鍋倉 晴文	宮崎県串間 市大字本城 1607	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業 、ほ装工事業、水道施 設工事業	平成20年11月 28日 "	平成20年11月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-16)第2233号	東九建設㈱	染矢 美敏	宮崎県東臼 杵郡門川町 大字庵川10 45-2	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 ほ装工事業、水道施設 工事業	平成20年11月 27日 "	平成20年11月27日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-16)第2233号	東九建設㈱	染矢 美敏	宮崎県東臼 杵郡門川町 大字庵川10 45-2	一般	建築工事業、造園工事業	平成20年11月 27日 "	平成20年11月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第2539号	(有)徳増建設	徳増 春夫	宮崎県都城 市上水流町 2404	一般	建築工事業、管工事業	平成20年11月 19日 ″	平成20年11月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第2690号	㈱北工務店	松崎 康也	宮崎県宮崎 市大字跡江 741-1	一般	電気工事業、水道施設 工事業	平成20年11月 25日 "	平成20年11月25日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-19)第5689号	㈱タニグチ防 水塗工	谷口 茂樹	宮崎県宮崎 市吉村町今 村甲4188- 29	一般	とび・土工工事業	平成20年11月 10日 "	平成20年11月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可	(有)長田工務店	長田 秀一	宮崎県都城	一般	土木工事業、建築工事	平成20年11月	平成20年11月26日

平成 21 年 1 月 13 日 (火曜日) 第 2048 号

宮崎県公報

(般-19)第6486号				市立野町7		業、大工工事業、とび ・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック 工事業、ほ装工事業、内 としゅんせつ工事業、内 装仕上工事業、水道施 設工事業	26日付けで廃 業した旨の届	(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第7708号	(有)三栄建設	宮島	良三	宮崎県都城 市菓子野町 10028-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業 、しゅんせつ工事業	平成20年11月 26日 "	平成20年11月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第8014号	예松山鉄筋	松山	徹	宮崎県宮崎 市佐土原町 下那珂3037	一般	鉄筋工事業	平成20年11月 13日 ″	平成20年11月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第8660号	(有)秀栄建設	坂江	秀太郎	宮崎県都城 市上長飯町 90-3	一般	建築工事業、大工工事業	平成20年11月 11日 ″	平成20年11月11日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第8775号	㈱大新興業	黒木	新	宮崎県宮崎 市大字糸原 313-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	平成20年11月 25日 ″	平成20年11月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第8999号	丸十産業㈱	島津	久厚	宮崎県都城 市上川東 1 -25-7	一般	建築工事業、大工工事業	平成20年11月 26日 ″	平成20年11月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第9107号	坂本工務店	坂本	政敬	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字上江3892 - 3	一般	建築工事業、大工工事業	平成20年11月 28日 ″	平成20年11月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第 10699号	㈱マルセン	仙波	英泰	宮崎県都城市菖蒲原町35-11	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、左官 工事業、とび・土工工 事業、石工事業、屋根 工事業、タイル・れん が・ブロック工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、内装仕上工事 業	平成20年11月 19日 ″	平成20年11月19日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第 11950号	㈱キンコー	村山	清一	宮崎県日向 市大字日知 屋 16751	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業 、しゅんせつ工事業	平成20年11月 14日 "	平成20年11月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第 12182号	(有)翔建	野口	強	宮崎県都城 市安久町61 55-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業	平成20年11月 12日 "	平成20年11月12日 (全廃業)

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の20第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の終了について認可したので、同条第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年1月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 施行者の名称

橘通東三丁目地区第一種市街地再開発事業施行者会

2 事業施行期間

平成18年12月14日から平成20年6月30日まで

3 施行地区

宮崎市橘通東3丁目147番2

4 第一種市街地再開発事業の名称

橘通東三丁目地区第一種市街地再開発事業

5 施行認可の年月日 平成18年12月7日 6 終了の認可の年月日 平成20年12月5日